第四十三条の三　法別表第二の八十四の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の八十四の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一　道府県民税又は市町村民税に関する情報

二　住民票に記載された住民票関係情報

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二　法別表第二の九十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十一の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一　道府県民税又は市町村民税に関する情報

二　住民票に記載された住民票関係情報

第四十六条第一項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　介護保険法第二十条の介護給付等の支給の調整に関する事務　当該支給に係る被保険者に係る船員保険法第五十三条の規定による療養の給付（船員法による療養補償に相当するものに限る。）の支給に関する情報

第四十六条第一項第八号を削り、同条第二項中「前項第四号、第五号及び第八号」を「前項第五号」に、「前項第四号及び第五号」を「前項第五号」に、「介護保険法」とあるのは「介護保険法」とあるのは」を「介護保険法」とあるのは」に改め、「、前項第八号中「介護保険法施行規則」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則」と読み替えるものと」を削る。

第四十七条第一項中第十一号を第二十三号とし、第十号を第二十二号とし、同項第九号中「次に掲げる情報」を「当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報」に改め、イ及びロを削り、同号を同項第二十一号とし、同項第八号中「次に掲げる情報」を「当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報」に改め、イ及びロを削り、同号を同項第二十号とし、同項第七号を同項第十九号とし、同項第六号ニを削り、同号を同項第十八号とし、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の十一号を加える。

七　介護保険法第六十六条第一項又は第二項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

八　介護保険法第六十六条第三項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

九　介護保険法第六十七条第一項又は第二項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該確認に係る保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

十　介護保険法第六十八条第一項の第二号被保険者（同法第九条第二号の第二号被保険者をいう。次号において同じ。）の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該確認に係る保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

十一　介護保険法第六十八条第二項の第二号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該確認に係る保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

十二　介護保険法第六十九条第一項ただし書の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額を行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該確認に係る保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

十三　介護保険法第六十九条第一項又は第二項の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該確認に係る保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

十四　介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る被保険者（同法第九条に規定する被保険者をいう。以下この条において同じ。）、要介護被保険者（同法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下この条において同じ。）を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報